

令和 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

(可児市山城連絡協議会)

令和 6 年 11 月 27 日

可 児 市 監 査 委 員

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査

2. 監査の対象

団 体 名 可児市山城連絡協議会
所 管 課 可児市経済交流部観光課

3. 監査の実施期間

令和 6 年 10 月 7 日～令和 6 年 11 月 20 日

4. 監査の方法

補助金等が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、それに係る出納経理が適正に行われているかなどを主眼におき、あらかじめ可児市山城連絡協議会及び可児市経済交流部観光課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 令和 5 年度収支決算額及び補助金交付額

区 分	金 額
収入総額	529 万 7,385 円 (うち、市補助金額 85 万円)
支出総額	469 万 6,096 円
収支差額	60 万 1,289 円

6. 監査の結果

監査の結果、補助金等の出納その他の事務の執行で当該補助に係るものの事務は、適正に執行されているものと認められた。

令和 6 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

(可児市青少年育成市民会議)

令和 6 年 11 月 27 日

可 児 市 監 査 委 員

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査

2. 監査の対象

団 体 名 可児市青少年育成市民会議
所 管 課 可児市市民文化部地域協働課

3. 監査の実施期間

令和 6 年 10 月 7 日～令和 6 年 11 月 21 日

4. 監査の方法

補助金等が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、それに係る出納経理が適正に行われているかなどを主眼におき、あらかじめ可児市青少年育成市民会議及び可児市市民文化部地域協働課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 令和 5 年度収支決算額及び補助金交付額

区 分	金 額
収入総額	217 万 5,732 円 (うち、市補助金額 210 万円)
支出総額	201 万 3,946 円
収支差額	16 万 1,786 円

6. 監査の結果

監査の結果、補助金等の出納その他の事務の執行で当該補助に係るものの事務は、適正に執行されているものと認められた。

令和 6 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市老人福祉センターやすらぎ館)

令和 6 年 11 月 27 日

可 児 市 監 査 委 員

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

施設名 可児市老人福祉センターやすらぎ館
指定管理者 公益社団法人可児市シルバー人材センター
所管課 可児市福祉部高齢福祉課

3. 監査の実施期間

令和 6 年 9 月 5 日～令和 6 年 11 月 21 日

4. 監査の方法

令和 5 年度・令和 6 年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、あらかじめ公益社団法人シルバー人材センター（以下、「法人」という。）及び可児市福祉部高齢福祉課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 施設の概要

- (1) 名称 可児市老人福祉センターやすらぎ館
(2) 設置目的 老人福祉法の規定による老人福祉センター
(3) 所在地 可児市兼山 1011 番地 1
(4) 建物概要 建築：平成 4 年度
構造：鉄筋コンクリート・鉄骨造
床面積：844.40 m²

6. 令和 5 年度利用状況・収支状況（令和 5 年度事業報告より）

○可児市老人福祉センターやすらぎ館

利用者数	7,441 人
------	---------

区 分	金 額
収入合計	11,500,000 円 (うち、指定管理料 11,500,000 円)
支出合計	12,701,183 円
収支状況	△1,201,183 円

7. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、当法人は令和3年4月1日から5年間、上記施設の指定管理者に指定されている。高齢者福祉を増進する施設として今後も適正な運営に務められたい。

令和 6 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市老人福祉センター可児川苑)

令和 6 年 11 月 27 日

可 児 市 監 査 委 員

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

施設名 可児市老人福祉センター可児川苑
指定管理者 公益社団法人可児市シルバー人材センター
所管課 可児市福祉部高齢福祉課

3. 監査の実施期間

令和 6 年 9 月 5 日～令和 6 年 11 月 21 日

4. 監査の方法

令和 5 年度・令和 6 年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、あらかじめ公益社団法人可児市シルバー人材センター（以下、「法人」という。）及び可児市福祉部高齢福祉課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 施設の概要

- (1) 名称 可児市老人福祉センター可児川苑
(2) 設置目的 老人福祉法の規定による老人福祉センター
(3) 所在地 可児市坂戸 765 番地
(4) 建物概要 建築：平成 2 年度
構造：鉄筋コンクリート造
床面積：2,772.20 m²

6. 令和 5 年度利用状況・収支状況（令和 5 年度事業報告より）

○可児川苑

利用者数	20,877 人
------	----------

区 分	金 額
収入合計	29,600,000 円 (うち、指定管理料 29,600,000 円)
支出合計	30,946,819 円
収支状況	△1,346,819 円

7. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、当法人は令和3年4月1日から5年間、上記施設の指定管理者に指定されている。高齢者福祉を増進する施設として今後も適正な運営に務められたい。

令和 6 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市文化創造センター)

令和 6 年 11 月 27 日

可 児 市 監 査 委 員

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

施設名 可児市文化創造センター（指定期間：令和3.4.1～令和8.3.31）

指定管理者 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

所管課 可児市市民文化部文化スポーツ課

3. 監査の実施期間

令和6年9月5日～令和6年11月18日

4. 監査の方法

令和5年度・令和6年度中に指定管理者が行った公の施設の管理の業務及びその出納関連の事務が効果的、効率的に行われているかを主眼におき、公益財団法人可児市文化芸術振興財団（以下、「法人」という。）及び可児市市民文化部文化スポーツ課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 施設の概要

（1）名称 可児市文化創造センター

（2）設置目的 心豊かな地域文化の創造と振興を図り、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与するため、可児市文化創造センターを設置する（可児市文化創造センター条例第1条）。

（3）所在地 可児市下恵土 3433 番地 139

（4）建物概要

建築：平成14年

構造：RC・SRC・S造

延床面積：18,410.87 m²

6. 令和5年度利用状況・収支状況

施 設	使用日数	使用可能日数	使用率
主劇場（宇宙のホール）	139	271	51.3%
小劇場（虹のホール）	161	272	59.2%
音楽ロフト	242	303	79.9%
演劇ロフト	260	304	85.5%
美術ロフト	198	306	64.7%
演劇練習室	253	307	82.4%
音楽練習室1	162	307	52.8%
音楽練習室2	68	307	22.1%
音楽練習室3	106	307	34.5%
映像シアター	85	305	27.9%
ギャラリー	155	307	50.5%
ワークショップルーム（洋室）	232	307	75.6%
ワークショップルーム（和室）	219	306	71.6%
レセプションホール	202	307	65.8%
合 計	2,482	4,216	58.9%

区 分	金 額
収入合計	628,878,387 円 (うち、指定管理料 438,000,000 円)
支出合計	630,113,232 円
収支状況	△1,234,845 円

7. 監査結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているが、収支は赤字となっている。可能な限りのコスト削減及び自主事業での収入増加対策等を検討し、今後も適正な運営に務められたい。